

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の一部を改正する法律案について

工場・事業場

運輸

(新設)

住宅・建築物

その他

産業部門における取組を強化(一部改正)

【中長期的な計画の作成】
第十四条 第一種特定事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場について第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

【定期の報告】
第十五条 第一種特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。
(第二種特定事業者は第十八条の規定による準用により定期の報告をしなければならない。)

【エネルギー管理者】
第八条 第一種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従って、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。

第一種・第二種エネルギー管理指定工場(基準は政令で規定)

第一種: 熱(原油換算)3,000ki/年以上または電気1,200kwh/年
熱・電気(ともに原油換算)3,000ki/年以上
第二種: 熱(原油換算)1,500ki/年以上または電気600kwh/年
熱・電気(ともに原油換算)1,500ki/年以上

【第一種エネルギー管理指定工場の指定】
第七条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の使用量が政令で定める数値以上である工場をエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

【第二種エネルギー管理指定工場の指定】
第十七条 経済産業大臣は、第一種エネルギー管理指定工場以外の工場であつて第七条第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定するものとする。

法的措置

・省エネ措置が著しく不十分/計画が不適切/計画が未実施 指示(第十六条第一項~第三項) 指示に従わなかったとき:公表(同条第四項)、指示に係る措置をとらなかったとき:命令(同条第五項) 命令に違反した者:百万円以下の罰金(第九十五条)
・計画を提出しなかった者/報告をしない、または虚偽の報告をした者:五十万円以下の罰金(第九十六条)
・エネルギー管理者を選任しなかった者:百万円以下の罰金(第九十五条)

1. 輸送事業者(貨物・旅客)の義務内

【中長期的な計画の作成】
第五十五条 特定貨物輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、第五十二条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
(特定旅客輸送事業者は第六十九条の、特定航空輸送事業者は第七十一条第六項の規定による準用により計画を作成しなければならない)

【定期の報告】
第五十六条 特定貨物輸送事業者は、第五十四条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。
(特定旅客輸送事業者は第六十九条の、特定航空輸送事業者は第七十一条第六項の規定による準用により計画を作成しなければならない)

【(特定貨物輸送事業者の指定)】
第五十四条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者であつて、政令で定める貨物の輸送の区分(以下「貨物輸送区分」という。)ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定するものとする。

【(特定旅客輸送事業者の指定)】
第六十八条 国土交通大臣は、旅客輸送事業者であつて、政令で定める旅客の輸送の区分(以下「旅客輸送区分」という。)ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該旅客輸送区分ごとに指定するものとする。

【(航空輸送事業者に対する特例)】
第七十一条 国土交通大臣は、航空輸送事業者(本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行う者をいう。以下同じ。)であつて、政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。
(同条第三項で「特定航空輸送事業者」という。ことを規定)

2. 荷主の義務内容

【計画の作成】
第六十二条 特定荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、第五十九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

【定期の報告】
第六十三条 特定荷主は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況(当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)及び当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

【(特定荷主の指定)】
第六十一条 経済産業大臣は、荷主であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

3. 法的措置

・省エネ措置が著しく不十分 勧告(第五十七条第一項・第六十四条第一項) 勧告に従わなかったとき:公表(第五十七条第二項・第六十四条第二項)、勧告に係る措置をとらなかったとき:命令(第五十七条第三項・第六十四条第三項) 命令に違反した者:百万円以下の罰金(第九十五条)
(特定旅客輸送事業者は第六十九条、特定航空輸送事業者は第七十一条第六項の規定により第五十七条を準用)
・計画を提出しなかった者/報告をしない、または虚偽の報告をした者:五十万円以下の罰金(第九十六条)

1. ストック対策の強化 2. 住宅に関する対策の強化

特定建築物(政令で定める規模以上の建築物)

現行 2,000㎡以上の非住宅建築物の新築
改正後 2,000㎡以上の建築物の新築
または大規模な改修

【特定建築物に係る届出、指示等】
第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者(以下「特定建築主等」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁()に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 特定建築物の新築若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率の利用のための措置

二 特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床について行う政令で定める規模以上の修繕又は模様替 当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

三 特定建築物への空気調和設備等の設置又は特定建築物に設けた空気調和設備等について政令で定める改修 当該空気調和設備等に係るエネルギーの効率的理由のための措置
所管行政庁:建築確認等を行う建築主事をおく(県・市)

法的措置

・省エネ措置が著しく不十分 指示(第七十五条第二項) 指示に従わなかったとき:公表(同条第三項)
・届出をしない、または虚偽の届出をした者:五十万円以下の罰金(第九十六条)

維持保全の状況の定期報告

第七十五条 4 第一項の規定による届出をしたもの(届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあつては譲り受けた者(譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者)とする。)は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、その届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について、所管行政庁に報告しなければならない。

法的措置

・省エネ措置が著しく不十分 勧告(第七十五条第五項)
・報告をしない、または虚偽の報告をした者:五十万円以下の罰金(第九十六条)

消費者への省エネルギー情報の提供促進(新設)

【一般消費者への情報の提供】
第八十六条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供しようとするときは、

(地方公共団体の教育活動等における配慮)

第八十五条 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するように配慮するものとする。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」における温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度において、省エネ法に基づく定期報告のデータが活用される予定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案を反映)
第二十一条の十 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十五条第一項(同法第十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第三項、第五十六条第一項(同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)又は第六十三条第一項の規定による報告があったときは、第二十一条の二から前条まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、エネルギー(同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。)の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十一条の二第一項の規定による報告とみなす。(以下、略)

「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(案)」は衆議院で可決された後、現在、参議院で審議中です。本資料中の条文は改正後の内容となっています。